

用語の説明

用 語	解 説	算 式 等													
形式収支	歳入決算(総)額から歳出決算(総)額を単純に差し引いた額。	歳入決算額－歳出決算額													
実質収支	当該年度の収入と支出との実質的な差額を見るもので、通常「赤字」、「黒字」という場合は、実質収支の赤字、黒字により判断する。	形式収支－翌年度に繰り越すべき財源(※) ※事業の繰越によって来年度に確保すべき財源など													
単年度収支	実質収支に含まれる前年度以前からの収支の累積の影響を除いた当該年度（単年度）の収支。 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="2">前年度の実質収支</th></tr><tr><th>黒 字</th><th>赤 字</th></tr><tr><td rowspan="2">当該年度 の 実質 収支</td><td>黒 字</td><td>新たな剰余が生じた</td><td>過去の赤字を黒字分だけ解消した</td></tr><tr><td>赤 字</td><td>過去の剰余金が赤字分だけ減った</td><td>赤字額が増加した</td></tr></table>			前年度の実質収支		黒 字	赤 字	当該年度 の 実質 収支	黒 字	新たな剰余が生じた	過去の赤字を黒字分だけ解消した	赤 字	過去の剰余金が赤字分だけ減った	赤字額が増加した	当該年度の実質収支－前年度の実質収支
				前年度の実質収支											
		黒 字	赤 字												
当該年度 の 実質 収支	黒 字	新たな剰余が生じた	過去の赤字を黒字分だけ解消した												
	赤 字	過去の剰余金が赤字分だけ減った	赤字額が増加した												
実質単年度収支	単年度収支から、実質的な赤字・黒字要素を加減し、当該年度の実質的な収支が赤字か黒字かを見るもの。	単年度収支＋財政調整基金積立額＋地方債繰上償還額－財政調整基金取崩し額													
標準財政規模	地方公共団体が、標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもの。	標準税収入額等＋普通交付税額＋臨時財政対策債発行可能額													
基準財政需要額	普通交付税の算定基礎となるもの。各地方公共団体が、標準的な水準（合理的かつ妥当な水準）で行政運営を行うために必要な財政需要を地方交付税法の規定に基づき算定したもの。														
基準財政収入額	普通交付税の算定基礎となるもの。各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な税収入を地方交付税法の規定に基づき算定したもの。														
財政力指数	地方公共団体の財政力を示す指標。財政力指数が1に近いほど（あるいは1を超えるほど）財源に余裕があることを意味する。	（基準財政収入額÷基準財政需要額）の過去3年間の平均値													
実質収支比率	実質収支が黒字の場合は正数、赤字の場合は負数で示され、概ね3～5％程度の黒字が望ましいとされる。	（実質収支÷標準財政規模）×100													
経常一般財源比率	地方公共団体の歳入構造を示す指標。経常一般財源比率が100を超える度合いが高いほど経常一般財源に余裕があり、歳入構造に弾力性があることを意味する。	（経常一般財源(※)÷標準財政規模）×100 ※地方税、普通交付税等の合計													
経常収支比率	地方公共団体の財政構造の弾力性（建設事業などの政策的経費に充当することのできる財源が多いかどうか）を表す指標。経常収支比率が低いほど政策的経費に充当できる一般財源に余裕があり、財政構造の弾力性があることを意味する。	（人件費、扶助費、公債費等の経常経費に充当された一般財源）÷（地方税、普通交付税等の経常一般財源＋減収補填債特例分＋臨時財政対策債）×100													

用 語	解 説	算 式 等
自主財源比率	地方公共団体の行政活動の自主性と安定性を計る目安となる指標。	$(\text{自主財源} \div \text{歳入合計}) \times 100$
公債費負担比率	地方公共団体の公債費による財政負担の度合いを判断する指標。公債費負担比率が高いほど、財政構造の硬直化が進んでいることを意味する。	$(\text{公債費に充当された一般財源} \div \text{一般財源総額}) \times 100$
目的別歳出	歳出をその目的に着目して分類したもの。行政目的によって、総務費、民生費、農林水産業費、商工費、土木費等に分けられる。	
性質別歳出	歳出をその性質に着目して分類したもの。人件費等の義務的経費、普通建設事業費等の投資的経費等に分けられる。	
義務的経費	歳出のうち、その支出が義務付けられ、任意に削減することが困難な経費をいい、極めて硬直性の強い経費。職員の給与等の人件費、生活保護費等の扶助費及び地方債の元利償還金等の公債費が含まれる。	
投資的経費	歳出のうち、道路、公園、学校の整備等、その支出が資本形成に向けられ、資産がストックとして将来に残るものをいう。普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費が含まれる。	
自主財源	歳入のうち、地方公共団体が自主的に収入する財源をいう。地方税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入が含まれる。	
依存財源	歳入のうち、国・県意思により定められた額を交付されたり、割り当てられたりすることにより収入される財源をいう。地方交付税、国・県支出金、地方譲与税、地方債等が含まれる。	
一般財源	歳入のうち、使途が特定されずどのような経費にも使用できる財源をいう。地方税、地方譲与税、地方特例交付金及び地方交付税等が含まれる。	
特定財源	歳入のうち、使途が特定されている財源をいう。国・県支出金、地方債、分担金及び負担金、使用料、手数料、寄附金等のうち使途が指定されているものをいう。	
経常一般財源	一般財源のうち、毎年度経常的に収入されるものをいう。	